

千葉県告示第725号

次の下水道使用料にかかる書類を別紙記載の方へ送付すべきところ住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により告示します。

これらの書類は千葉市役所下水道経理課で保管しておりますから、送達を受けるべき方の申し出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなされます。

令和8年8月27日

千葉市長 神谷 俊一

書類名	料金	年度	期別	件数	納期限
納入通知書	下水道使用料	R7	1月	2件	令和8年2月16日
		R7	2月	1件	令和8年3月10日
		R7	2月	3件	令和8年3月16日
		R7	2月	4件	令和8年4月10日
		R7	3月	2件	令和8年4月10日
		R7	3月	10件	令和8年4月16日
		R7	3月	1件	令和8年5月11日
		R7	3月	1件	令和8年7月10日
		R7	7月	1件	令和7年8月18日
		R7	10月	1件	令和7年11月17日
		R7	12月	1件	令和8年1月16日
		R8	4月	2件	令和8年5月18日
		R8	5月	2件	令和8年6月16日
		R8	6月	7件	令和8年7月16日

令和 8年 8月分 公示送達一覧表

1頁
令和 8年 8月 5日

下水道使用料納入通知書

連番	使用者氏名	調定年月
1	ハギワラ ヒロシ	令和 7年10月 000
2	ハギワラ ヒロシ	令和 7年12月 000
3	ハギワラ ヒロシ	令和 8年 2月 000
4	カワシマ アスミ	令和 8年 2月 000
5	オウ シヨキ	令和 8年 2月 000
6	JAYALATH TASIND UN DILSHAN	令和 8年 3月 000
7	キムラ ユウミ	令和 8年 3月 000
8	ワクイ ミヒロ	令和 8年 3月 000
9	ホウ フアン タオ デイ	令和 8年 3月 000
10	ナルマンダハ エスイ	令和 8年 3月 000
11	ハラダ タイセイ	令和 8年 3月 000
12	ハギワラ ヒロシ	令和 8年 4月 000
13	チャトランガ ビラシンハ	令和 8年 4月 000
14	ハヤシ マナト	令和 8年 5月 000
15	ネモト ナオキ	令和 8年 5月 002
16	シンリヨウレイネツコウギョウ (カ)	令和 8年 6月 000
17	エンドウ ユカ	令和 8年 6月 000
18	オクダ カズトシ	令和 8年 6月 000

(納付書・充当) 千葉市

令和 8年 8月分 公示送達一覽表

2頁
令和 8年 8月 5日

下水道使用料納入通知書

[illegible]

令和 8年 8月分 公示送達一覧表

下水道使用料納入通知書 (最終使用分)

連番			使用者氏名						調定年月		
			タカハラ シンノスケ						令和 8年 3月 001		
			シヨウジ マサル						令和 8年 3月 001		
			ホウ フアン タオ デイ						令和 8年 3月 001		
			ナルマンダハ エスイ						令和 8年 3月 001		
			ハラダ タイセイ						令和 8年 3月 001		

(納付書・充当)千葉市

令和8年8月分 公示送達一覽表

7頁

令和 8年 8月13日

下水道使用料納入通知書

[illegible]

令和8年8月分 公示送達一覽表

8頁

令和 8年 8月13日

下水道使用料納入通知書（最終使用分）

[illegible]